平成 20 年那審第 17 号

漁船第八三社丸乗揚事件（簡易）

言 渡 年 月 日　平成 20 年 9 月 26 日
審　　判　　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（岩渕三穂）
理　　事　　官　道前洋志
受　　審　　人　A
　職　　名　第八三社丸船長
　操 縦 免 許　小型船舶操縦士
損　　害　推進器翼及びブラケット曲損等
原　　因　水路調査不十分

裁　決　主　文

本件乗揚は，水路調査が十分でなかったことによって発生したものである。

受審人Ａを戒告する。

裁決理由の要旨

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

平成 20 年 6 月 10 日 15 時 00 分

沖縄県池間島北方沖合（八重干瀬）

（北緯 25 度 01.7 分　東経 125 度 14.4 分）

２　船舶の要目

船　種　船　名　漁船第八 三社丸
総　ト　ン　数　7.9 トン
登　　録　　長　12.55 メートル
機 関 の 種 類　ディーゼル機関
　出　　力　330 キロワット

３　事実の経過

第八三社丸（以下「三社丸」という。）は，昭和 62 年 4 月に進水し，船体中央やや後方に操舵室を配置したＦＲＰ製漁船で，同 58 年 7 月に小型船舶操縦士免許（現一級・特殊小型船舶操縦士及び特定操縦免許）を取得したＡ受審人ほか 2 人が乗り組み，まぐろ延縄漁の目的で，船首 0.85 メートル船尾 1.65 メートルの喫水をもって，平成 20 年 6 月 10 日 13 時 00 分沖縄県平良港を発し，同県久米島西方の漁場に向かった。

ところで，三社丸のＧＰＳは，切り換え操作により水深の浅い水域を色別で表示することができ，航行に危険な水域を赤色で，水深 0 ないし 25 メートルの水域を水色でそれぞれ表示するが，Ａ受審人は，以前，高知港入航時に水色水域を無難に航行することができたことから，同色で表示された水域は航行可能であると思い，ＧＰＳの取扱説明書をよく読んでいなかったので，水色水域が潮位によっては航行不可能であることを知らなかった。

Ａ受審人は，池間島北方沖合を航行するのは初めてで，他の漁師から同海域に八重干瀬と称する干出さんご礁帯が拡延していることを聞いていたものの，ＧＰＳを使用するので浅礁に著

しく接近することはないものと思い，出航に先立ち，海図に当たってその位置及び水深等を確認するなどの水路調査を十分に行わなかった。

Ａ受審人は，平良港の防波堤を替わり，池間島と伊良部島との間を北西進後，13 時 56 分少し過ぎ池間島灯台から 240 度（真方位，以下同じ。）3.0 海里の地点で，針路を 000 度に定め，機関を半速力前進にかけ，8.0 ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で自動操舵により進行した。

Ａ受審人は，ＧＰＳ画面に映った池間島北方海域のうち，久米島西方漁場に向かう進路上の大部分が水色で表示され，赤色表示が同進路から南方に離れた池間島東方の数箇所のみであることを確認し，これまでの経験で赤色水域を十分に離した水色水域なら無難に航行できるものと考え，依然水路調査不十分のまま，14 時 30 分池間島灯台から 317 度 4.0 海里の地点に達したとき，針路を 049 度に転じ，同じ速力で続航した。

Ａ受審人は，転じた針路が八重干瀬の浅礁に向首していることに気付かないまま，14 時 35 分甲板員と当直を交替し，特に引き継ぎもなく降橋して操舵室前の船員室で休息した。

甲板員は，船長から引き継いだＧＰＳ画面に陸地の海岸線及び針路等が表示されていたものの，ＧＰＳを操作したことがなかったので，切り換え操作で水深を表示させる方法が分からず，自船が水深の浅い水色水域に向かっていることに気付かないまま，船長が設定したＧＰＳ上の針路線に沿って続航した。

甲板員は，14 時 52 分ごろ左舷船首 50 度方約 2 海里に八重干瀬北西灯標及び左舷船首 24 度方約 4 海里に八重干瀬北灯標を認めたが，一瞥して漁礁を示す標識とみなして特に気に掛けることなく，自船が干出さんご礁帯を横切り，浅礁に向かって進行していることに気付かず，同じ針路，速力で続航中，15 時 00 分池間島灯台から 002 度 5.5 海里の地点において，三社丸は，原針路，原速力のまま，八重干瀬の浅礁に乗り揚げた。

当時，天候は晴で風力 4 の南風が吹き，潮候は下げ潮の中央潮で，視界は良好であった。

乗揚の結果，推進器翼及びブラケットに曲損等を生じたが，僚船により引き下ろされて自力で糸満漁港に回航し，のち修理された。

（海難の原因）

本件乗揚は，沖縄県池間島北方沖合を久米島西方の漁場に向け航行する際，水路調査が不十分で，八重干瀬の浅礁に向首進行したことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は，沖縄県池間島北方沖合を久米島西方漁場に向け航行する場合，干出さんご礁帯である八重干瀬が存在することを聞いていたから，浅礁に著しく接近することのないよう，海図に当たりその位置及び水深を確認するなどの水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，ＧＰＳの水色に表示された水域を航行するので，浅礁に著しく接近することがないものと思い，水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により，八重干瀬の浅礁に向首進行して乗揚を招き，推進器翼及びブラケットに曲損等を生じさせるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては，海難審判法第 4 条第 2 項の規定により，同法第 5 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。